

## 参考資料一覧

資料番号	資料名	評価書関連箇所	備考
1	開講授業科目一覧（平成 年度）	1章、2章	
2	教員一覧	8章	
3	学生数の状況	4章、6章、7章	
4	授業時間割（平成 年度）	2章、3章	
5	広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規	8章	
6	広島大学大学院法務研究科教員選考細則	8章	
7	広島大学大学院法務研究科運営内規	9章	
8	広島大学大学院法務研究科教授会内規	9章	
9	法務研究科運営組織一覧	9章	

## 別添資料

- ・外部評価委員名簿一覧
- ・研究科パンフレット
- ・学生便覧（平成 年度）
- ・授業科目シラバス（ 年度）
- ・学生募集要項（ 入試）
- ・学生募集要項（一般選抜）





科目	授業科目名	配当年度	学期	(時間数)	単位数	選択等	開講方法	(形態)	講義	受講者数(内外国)	担当教員		開講単位	概要	シラバス	
											名前	分類				
法律実務基礎科目	法曹倫理1		前期			必修	毎年	講義	( )		佐藤 崇文	実・み		民事・佐藤担当では、委任契約、利益相反、守秘義務、相手方及び裁判所との関係などに焦点を当てて、裁判官倫理を講義する。そして民法、商法、民事訴訟法とリンクした形で法曹倫理を学ぶ。		
	法曹倫理2		後期			選択	毎年	講義	( )		*武井 康年	兼任		刑事、武井担当では、判断に迷うであろうと考えられる事例を具体的な設問として与え、レポートの作成、授業における議論を通じ、基本的な考え方を習得させる。		
	民事訴訟実務の基礎		前期			必修	毎年	講義	( )		大迫 唯志	実・み		法曹倫理1で習得した、実務法曹としての倫理上の基本的な考え方をとらえ、より発展的な事例を検討する。		
	刑事訴訟実務の基礎			前期			必修	毎年	講義	( )		佐藤 崇文	実・み		1) 貸金返還請求訴訟など典型的な民事訴訟事例について、要件事実をどう考えるべきかを学ぶ。	
				後期			必修	毎年	講義	( )		石口 俊志	実・み		2) 実際の訴訟事例について、主張整理の方法、事実認定の基礎を学習する。	
	法文書作成			前期			選択	毎年	演習	( )		小濱 意隆	実・専		1) 実際の事件をモデルに作成された記録教材を使用して議論を行う。	
				後期			必修	毎年	演習	( )		石口 俊志	実・み		2) 事実認定上及び法律上の問題点を検討するほか、現実の事件処理において生じる実務的な問題点についても議論する。	
	ローヤリング・構築裁判			前期			必修	毎年	演習	( )		小濱 意隆	実・専		3) 法曹三者それぞれ立場での対応すべきかを意識しながら、実務的観点に立って検討する。	
				後期			必修	毎年	演習	( )		佐藤 崇文	兼任		オムニバス形式とし、前半で訴訟関係文書を、後半で基本的な各種法文書(主に契約書)をテーマに、法文書作成の要領並びに留意点を検討する。	
	クリニック			夏季集中			選択	毎年	実習	( )		小濱 意隆	実・専		1) 民事訴訟手続の流れの理解	
				夏季集中			選択	毎年	実習	( )		石口 俊志	実・み		2) 書面作成、事情聴取技術、専門技術、訴訟指揮など訴訟を遂行するに必要な実践的能力の養成	
	エクスターンシップ			夏季集中			必修	毎年	実習	( )		大迫 唯志	実・み		1) ガイダンス、構築相談、法務研究科附属リーガルサービス・センターでの相談傍聴。	
			夏季集中			必修	毎年	実習	( )		石口 俊志	実・み		2) 1)を踏まえ、夏季休業期間中に、実際に市民からの法律相談を担当する。		
基礎法学・隣接科目	法システム概論	法学者(1年次)	前期集中			必修	毎年	講義	( )		佐藤 崇文	専		現代日本の法システムの全体像を把握させた後、法的問題処理の過程における法令・判例・学説等の意義及びその読み方の解説を含め、法律専門家が有すべき専門技法としての「法律情報調査」の方法の習得を目的とする。		
	法的思考法		前期			選択	毎年	講義	( )		平野 敏彦	専		言語的情報処理のベース・テクニクから、法律の学習、試験対策の作成、法実務家の問題処理を、法的に連続性のあるものとしてとらえ、この課題に対して応えようとするものである。その際、レトリックの理論を、現代の法理学的方法論の観点から新しく組み直した「レトリック法理論」の知見を方法論的なベースとして、それらの考え方を実際の法的な問題処理の中で活用するための様々な技法を、実習を通して、習得させることを目標とする。		
	レトリック理論		後期			選択	毎年	講義	( )		平野 敏彦	専		レトリックの歴史をまず紹介し、次いで、レトリック理論を、論証の部分と表現の部分を中心に概説する。その後、現代の法理学文献、裁判問題集等 定素材にして、これらの技法で分析・処理を行う。どのような問題が出てきても、その第一歩として解決のてがかりとして有効であると考えられるスタイル論・ポスト論の技法を習得する。		
	法理学		後期			選択	毎年	講義	( )		平野 敏彦	専		伝統的な法哲学の分野に限らず、法制史、ローマ法、社会学、比較法等の基礎法学の分野、それに加えて倫理学、倫理学等の一般哲学の分野からの様々な知見を紹介し、議論を行い、実務法曹として価値判断問題への対処のしかたと専門家の正義感の涵養を目的とする。		
	外国法(英米)		前期			選択	毎年	講義	( )		田邊 誠	専		米国の法制度、とくに民事訴訟制度を中心に講義する。		
	政治学		後期			選択	毎年	講義	( )		*森 成一	兼任		政治学的な視点から、わが国の立法過程を、政策過程の諸段階に即して検討する。そして、各段階の主要な行為主体について理解を深め、それらの活動の生理と病理について検討し、民主主義的かつ効率的で有効性の高い政府活動を実現するために何が必要かを考える。		
金融論		前期			選択	毎年	講義	( )		木下 正俊	実・専		1) 別途開設される「金融取引法1」金融システム法「および「先端金融法」のより効果的な習得に資することを主な目的として、その前提となる幅広い金融知識を提供する。			
											木下 正俊	実・専		2) まず金融の基本的な仕組み・機能について理解を深め、金融取引や市場に関する制度の整備、金融機関に対する監督・規制等の金融行政、金融政策の仕組みと運営、等の最新動向と課題について、講義と討論を行う。		

科目	授業科目名	配当年次	学期	(時間数)	単位数	選択等	開講方法	(形態)	(主)外	担当教員		開講単位数	概要
										名前	分類		
展 開 先 端 科 目	消費者法	・	後期			選択	毎年	講義	( )	*	山田 延 廣	兼任	消費者取引における消費者被害の概要とその救済のための法的構成を検討しながら、弁護士としての法的対応のあり方について学ぶ。消費者保護特別法の知識を習得して被害者の救済手段を検討する。
	不動産登記法		前期			選択	毎年	講義	( )	*	酒井 寿 夫	兼任	物権変動の把握から登記申請に至るまでの手続理論を具体的な書式等を織り交ぜて解説する。また、登記の効力、登記情報の真実性、登記の真正拒絶という登記法の諸問題とこれらへの執行力があった同向決型的な不動産取引と登記申請方法としての電子申請との不整合の問題との境界登記業務の両面から法的対応について検討し、取引上における登記の役割とその実務方法について言及する。
	債権回収法		前期			選択	毎年	講義	( )	*	寺 垣 玲	兼任	1) 予防法としての債権管理 2) 紛争処理としての債権回収(任意回収、強制回収)
	知的財産法1		前期			選択	毎年	講義	( )	*	板 倉 集 一	兼任	まず、知的財産法の全体構成を理解する。次に、著作権法を中心に基礎知識の習得と体系的理解を図るとともに、具体的な問題解決に必要な法的分析能力や批判的思考能力、多様な解決方法を模索し、自ら立案するための創造的思考能力の養成を目標とする。
	知的財産法2		後期			選択	毎年	講義	( )	*	板 倉 集 一	兼任	まず、知的財産法の全体構成を理解する。次に、特許法を中心に基礎知識の習得と体系的理解を図るとともに、具体的な問題解決に必要な法的分析能力や批判的思考能力、多様な解決方法を模索し、自ら立案するための創造的思考能力の養成を目標とする。
	金融取引法		前期			選択	毎年	講義	( )		木 下 正 俊	実・専	1) 別途開示される「金融システム法」「先導金融法」との関連にも留意しつつ授業する。
	企業金融法		前期			選択	毎年	講義	( )		片 木 晴 彦	専	2) 預金、貸付、為替等の銀行取引を主な対象とするが、幅広い金融取引に関する法的問題を取り扱う。
	金融商品取引法		前期			選択	毎年	講義	( )		片 木 晴 彦	専	企業資金調達、資本の再構成など企業金融をめぐる法制度について学ぶが、この分野は、会社法、税法、会計基準等による規制が複雑に入り組んでいる。金融活動の意義を理解するためのファイナンス論の基礎的な考え方を示す。
	金融システム法	・	後期			選択	毎年	講義	( )		木 下 正 俊	実・専	金融商品取引法に基づきわが国の資本市場の規制について、その概要を事例を交えながら講義する。
	先端金融法		後期			選択	毎年	講義	( )		木 下 正 俊	実・専	1) 別途開示される「金融取引法」「先導金融法」との関連にも留意しつつ授業する。 2) 金融システムを、金融商品やサービス取引を通じて形成される機能体と捉え、その有する諸側面を法的観点から整理し分析を加える。 3) 近年の金融システム改革や金融危機対応の成果である各種の金融ビッグバン立法や信用秩序維持立法等を踏まえつつ、金融システムと法整備のあり方について、より明確な展望をもとめて討議を行う。
	国際取引法		後期			選択	毎年	講義	( )		小 梁 吉 章	実・専	1) 国際取引法(商法)の範囲である「国際取引法」の授業科目。 2) 国際取引法(民法)の範囲である「国際私法」の授業科目。 3) 国際取引法(私法系)の範囲である「国際取引法」の授業科目。 4) 国際取引法(公法系)の範囲である「国際取引法」の授業科目。
	民事執行保全法		夏季集中			選択	毎年	講義	( )		* 佐 野 裕 志	兼任	民事執行法および民事保全法を中心として、強制執行および担保権の実行手続、ならびに、仮執行および仮処分の発令・執行手続を学ぶ。
	倒産処理法1		前期			選択	毎年	講義	( )		小 梁 吉 章	実・専	1) 司法試験選択科目「倒産法」に対応する授業である。 2) 夏季集中の「倒産処理法」を併せて履修することが必要。 3) 破産手続と再生手続の概要を条文に沿って把握することを目標とする。 4) 破産法、破産規則、民事再生法と民事再生規則を条文に基づいて説明する。
	倒産処理法2		前期集中			選択	毎年	講義	( )		* 谷 口 安 平	兼任	1) 司法試験選択科目「倒産法」に対応する授業である。 2) 前期の「倒産処理法1」を履修していることが必要である。
	国際民事訴訟法		前期			選択	毎年	講義	( )		小 梁 吉 章	実・専	1) 司法試験選択科目の「国際関係法(私法系)」の範囲である「国際民事訴訟法」の授業科目。 2) 国際的な民事訴訟の紛争(財産関係、人身・身分関係)が生じた場合の解決方法を講義。 3) なお、司法試験で「国際関係法(私法系)」を選択する場合には、本授業と国際取引法を受講すること。
	労働契約法	・	後期			選択	毎年	講義	( )		緒 方 桂 子	専	規制が十分に及ばない領域で労使の権利保護や労使間の利益調整が行われていくからといった観点から、労働契約及びそこから導かれる労使の権利義務について学び、それらをめぐる法的紛争について考察する。
	労働関係法	・	後期			選択	毎年	講義	( )		緒 方 桂 子	専	1) 法律の条文を読みこなし正確に理解する。 2) 集団的労働関係に関するこれまでの法解釈や法理論を理解する。 3) 現実の問題となる事案に対して法的な考察を行い、理論立てて他者に説明する能力を修得する。
	雇用関係法		前期			選択	毎年	講義	( )		緒 方 桂 子	専	日本における雇用の実定法規範が労働者保護のためにいかに法的規制を課しているかを正確に理解することを中心とし、労働基準法をはじめとする労働者保護法規の意義や法的規制の構造を理解する。また、それらをめぐる法的紛争について考察する。
	社会保険法		前期			選択	毎年	講義	( )		緒 方 桂 子	専	社会保険および社会福祉に関わる法制度の仕組みとそれらをめぐる法的紛争について検討する。
	少年法		後期			選択	毎年	講義	( )		* 吉 中 信 人	兼任	1) 少年法に関する事例を検討しながら、その制度が生じ得る具体的な問題点を議論する。 2) 一般法に比べて刑事手続法(原理、原則)に特異性をもつ少年法の理解を深める。 3) 成人刑事手続と少年刑事手続の異同に着目し、両者の理解を同時に深める。
税法		後期			選択	毎年	講義	( )		* 杉 阿 茂	兼任	同族中小企業の実態とその税法的取扱いを研究することにより、税法の基本を理解し、実務に直結した理解を得る。	
環境法		通年			選択	毎年	講義	( )		* 富 井 利 安 * 田 上 剛	兼任 兼任	独自の法分野として形成された環境法の固有の意義・対象領域・理念・基本原則等を検討する。その上で各種の規制法から成る法体系・法制度の概要を解説するとともに、水俣病訴訟などの個別裁判事例を対象に事例研究を行う。 授業は、前半(前期)を研究者教員が、後半(後期)を弁護士がオムニバスで行う。	

3. 学生数の状況 (H19年5月現在) ( )は女子で内数

3-1. 入学定員関係

種別	入学定員【a】	志願者数	合格者数	入学者数【b】	入学定員超過率 (b/a)	入学者数内訳								入学者数のうち社会人経験を有する者等の割合		
						自大学の法学関係の学部出身者		他大学の法学関係の学部出身者		他大学の法学関係以外の学部出身者		法学関係以外の学部出身者 (社会人経験を有しない者) 【(d+g)/b×100】 (%)	社会人経験を有する者 【(c+e+f+g+h)/b×100】 (%)	計 【(c+d+e+f+g+h)/b×100】 (%)		
		(人)	(人)	(人)	(人)	社会人経験を有しない者【c】	社会人経験を有する者【e】	社会人経験を有しない者【d】	社会人経験を有する者【f】	社会人経験を有しない者【g】	社会人経験を有する者【h】	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)
平成年度	法学未修者		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	法学既修者		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
平成年度	法学未修者		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	法学既修者		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
平成年度	法学未修者		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	法学既修者		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
平成年度	法学未修者		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	法学既修者		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

3-2. 在籍者関係

社会人（実務の経験を有する者）の定義について  
3年以上の社会的経験を有する者

他学部出身者の定義について  
非法学部出身者

種別	種別		
	1年次	2年次	3年次
平成年度	法学未修者 ( )	( )	( )
	法学既修者	( )	( )
平成年度	法学未修者 ( )	( )	( )
	法学既修者	( )	( )
平成年度	法学未修者 ( )	( )	( )
	法学既修者	( )	( )
平成年度	法学未修者 ( )	( )	( )
	法学既修者	( )	( )

### 3 - 3 . 進級及び修了の状況

広島大学大学院法務研究科法務専攻

#### 【1年次生】

年 度	進級判定 対象者数( )	進級者数( )	仮進級者数	原級留置者数	左のうち 休学者数	進級率 ( )
平成 年度	( )	( )	( )	( )	( )	
平成 年度	( )	( )	( )	( )	( )	
平成 年度	( )	( )	( )	( )	( )	

#### 【2年次生】

年 度	進級判定 対象者数( )	進級者数( )	仮進級者数	原級留置者数	左のうち 休学者数	進級率 ( )
平成 年度	( )	( )				
平成 年度	( )	( )	( )	( )	( )	
平成 年度	( )	( )	( )	( )	( )	

#### 【3年次生】

年 度	修了判定 対象者数( )	修了者数( )	留年者数	左のうち 休学者数	備 考	修了率 ( )
平成 年度	( )	( )	( )			
平成 年度	( )	( )	( )	( )	月修了 名含む	
平成 年度	( )	( )			月修了	

( ) は女子で内数

#### 4. 授業時間割 (平成19年度)

##### 1 年次 広島大学法科大学院授業時間割 (平成19年度前期)

講義科目名がゴシック体のものは必修科目を示す。

1・2 ( ~ )		3・4 ( ~ )		5・6 ( ~ )	
授業科目名	担当教員	講義室	授業科目名	担当教員	講義室
月 a 民法5	神野	講義室	a 憲法3	門田・佐伯	講義室
火			a 民法1	野田	
水 a 民法3	岡本		a 憲法1	門田	
木			a 民事訴訟法1	田邊	
金			a 刑法1	小田	
					授業科目名
					c 法システム概論 不定期
					担当教員
					平野 外
					講義室

##### 2 年次

1・2 ( ~ )		3・4 ( ~ )		5・6 ( ~ )	
授業科目名	担当教員	講義室	授業科目名	担当教員	講義室
月			c 外国法(英米)	田邊	
火 a 民事法1	岡本				
水 c 法的思考法	平野		b 法曹倫理1	*武井・佐藤	
木 a 民事法1	小田		c 金融論	木下	
金 a 公法2	佐伯				
					授業科目名
					c 法システム概論 不定期
					担当教員
					平野 外
					片木
					田邊
					野田
					大久保
					講義室

##### 3 年次 (2 年次生の選択科目も受講可能です。2 年次生の時間割を参照してください。)

1・2 ( ~ )		3・4 ( ~ )		5・6 ( ~ )	
授業科目名	担当教員	講義室	授業科目名	担当教員	講義室
月 b 民事訴訟実務基礎 不定期	大久保・石口	講義室	b 刑事訴訟実務基礎 不定期	大久保・石口	講義室
火 d 不動産登記法	*酒井		d 債権回収法	*寺垣	
水 b 法文書作成	小濱・*佐藤		d 企業金融法	片木	
木 d 知的財産法1	*板倉	第演習室	d 国際民事訴訟法	小梁	
金 d 倒産処理法1	小梁		b 民事訴訟実務基礎	佐藤・大迫	
					授業科目名
					b 刑事訴訟実務基礎 不定期
					担当教員
					大久保・石口
					木下
					*富井
					片木
					緒方
					緒方
					講義室

##### 集中講義等

d 倒産処理法2	*谷口	3 年次配当	(夏季集中：開講時期未定)
b エクスターシッピング	小濱	"	( " : " )
b リーガル・クリニック	小濱	"	( " : " )
d 民事執行保全法	*佐野	"	( " : " )
a 商事法演習	*後藤	"	( " : " )
a 刑事法2	小田	2 年次配当	前期不定期開講 再履修者限定

a 法律基本科目
b 実務基礎科目
c 基礎法学・隣接科目
d 展開・先端科目



広島大学法科大学院授業時間割（平成19年度後期）

講義科目名がゴシック体のものは必修科目を示す。

1年次

1・2 ( ~ )		3・4 ( ~ )		5・6 ( ~ )	
授業科目名	担当教員	講義室	授業科目名	担当教員	講義室
月 a 民法4	岡本				
火			a 民法2	野田	
水 a 刑事訴訟法	大久保		a 憲法2	門田	
木 a 会社法1	片木		a 民事訴訟法2	田邊	
金 a 会社法2	片木		a 刑法2	小田	

2年次

1・2 ( ~ )		3・4 ( ~ )		5・6 ( ~ )	
授業科目名	担当教員	講義室	授業科目名	担当教員	講義室
月 b 法曹倫理2	*武井・佐藤		b 刑事訴訟実務基礎 不定期	大久保・石口	
火 a 民事法3	岡本		d 消費者法	*山田	第演習室
水 c レトリック理論	平野		d 金融システム法	木下	第演習室
木 a 民法演習	神野		d 労働契約法	緒方	
金 c 政治学（立法過程論）	*森邊		d 国際取引法	小梁	
			d 労使関係法	緒方	

3年次（2年次生の選択科目も受講可能です。2年次生の時間割を参照してください。）

1・2 ( ~ )		3・4 ( ~ )		5・6 ( ~ )	
授業科目名	担当教員	講義室	授業科目名	担当教員	講義室
月 a 刑事法総合演習 不定期	石口・大久保 小田・*松生		a 刑事法総合演習 不定期	石口・大久保 小田・*松生	
火 c 法理学	平野		d 先端金融法	木下	第演習室
水 a 民事法総合演習	小濱・佐藤・大迫		a 民事法総合演習	小濱・佐藤・大迫	
木 d 知的財産法2	*板倉	第演習室	d 少年法	*吉中	第演習室
金 a 公法演習	佐伯・門田 *芥川		b ローヤリング（模擬裁判）	小濱・石口 佐藤・大迫	

## 5. 広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規

平成 年4月1日

研究科長決裁

### 広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規

#### (趣 旨)

第1条 この内規は、広島大学教員選考基準規則(平成 年4月1日規則第 号)第7条の規定に基づき、広島大学大学院法務研究科(以下「研究科」という。)の教員の選考基準に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (選考の一般原則)

第2条 教員の選考は、次条以下の基準に従い、その担当する専門分野に関する教育能力及び研究上又は研究に通ずる実務上の見識をその者が有するかどうかを判定することにより行うものとする。

#### (教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、優れた教育能力及び学術の水準を高めるに足る顕著な業績を有する者
- (2) 学位規則(昭和 年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、優れた教育能力及び学術の水準を高めるに足る顕著な業績を有する者
- (3) 教育能力及び研究上の業績が前2号の者に準ずると認められる者
- (4) 実務の経験に照らし、前3号のいずれかに該当する研究者に相当する教育能力及び見識を有すると認められる者

#### (助教授の資格)

第4条 助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、優れた教育能力及び学術の水準を高めるに足る業績を有する者
- (2) 学位規則(昭和 年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、優れた教育能力及び学術の水準を高めるに足る業績を有する者
- (3) 教育能力及び研究上の業績が前2号の者に準ずると認められる者
- (4) 実務の経験に照らし、前3号のいずれかに該当する研究者に相当する教育能力及び見識を有すると認められる者

#### (講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、第3条又は前条に規定する教授又は助教授に準ずる教育能力及び見識を有すると認められる者とする。

(助手の資格)

第6条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

附 則

- 1 この内規は、平成 年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際既に広島大学法学部教員選考基準細則において選考されている者は、この内規により選考されたものとみなす。

## 6. 広島大学大学院法務研究科教員選考細則

平成 年4月1日  
研究科長決裁

### 広島大学大学院法務研究科教員選考細則

#### (趣 旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院法務研究科運営内規(平成 年4月1日研究科長決裁)第 条の規定に基づき、広島大学大学院法務研究科(以下「研究科」という。)の教員選考手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (人事の発議)

第2条 研究科の教員の選考を行う場合、研究科長は研究科教授会(以下「教授会」という。)に人事の発議を提案し、その決議により開始する。

#### (選考委員会)

- 第3条 教授会は、3人の教授で組織する選考委員会(以下「委員会」という。)を発足させる。
- 2 委員会の委員は、選考しようとする講座から2人及び当該講座以外の講座から1人とする。
  - 3 委員は、研究科長が指名し、教授会の承認を得るものとする。
  - 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

#### (選 考)

- 第4条 教員の選考は、原則として公募制によるものとする。ただし、公募によらない選考を行う場合は、事前に委員会は研究科長にその理由書を提出し、教授会の承認を得なければならない。
- 2 委員会は、速やかに公募書類の作成及び送付先の選定を行うものとする。
  - 3 委員会は、教員候補予定者について、広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規に基づき審査し、適任者がある場合に1人の候補者を選定する。
  - 4 委員会は、候補者の選定終了後1週間の間、当該候補者の審査資料を教授会構成員に公開するものとする。
  - 5 委員長は、候補者の選考経過報告書等を作成し、審査資料公開後最初に開催される教授会において審査結果を報告するものとする。
  - 6 委員会は、その任務が終了したとき解散する。

#### (候補者の決定)

- 第5条 候補者は、前条第5項の報告の後、教授会での投票による出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。
- 2 投票には、不在者投票を認める。不在者投票は、開催日の前日の 時までとする。

#### (雑 則)

第6条 この細則に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

#### 附 則

この細則は、平成 年4月1日から施行する。

## 7. 広島大学大学院法務研究科運営内規

平成 年4月1日

研究科長決裁

### 広島大学大学院法務研究科運営内規

#### (趣 旨)

第1条 この内規は、広島大学部局運営規則(平成 年4月1日規則第 号。以下「規則」という。)第 条の規定に基づき、広島大学大学院法務研究科(以下「研究科」という。)の管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (研究科長)

第2条 規則第3条第1項に規定する部局長は、研究科長とする。

2 研究科長の選考に関し必要な事項は、広島大学大学院法務研究科長候補者選考内規(平成 年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。

#### (副研究科長)

第3条 規則第4条第1項に規定する副部局長は、副研究科長とする。

2 副研究科長の任期は、当該研究科長の任期を超えないものとする。

#### (研究科長補佐)

第4条 規則第5条に規定する部局長補佐は、研究科長補佐とする。

2 規則第5条第2項の規定に基づく研究科長補佐は、研究科の専任の教員のうちから研究科長が指名する。

3 前項の研究科長補佐の任期は、当該研究科長の任期を超えないものとする。

#### (講座主任)

第5条 規則第8条の規定に基づき、研究科の各講座に講座主任を置く。

2 講座主任は、当該講座の教授のうちから当該講座が選考する。

3 講座主任の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 講座主任が辞任したとき、又は欠員になったときの後任者の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日とする。

#### (研究科長室)

第6条 規則第6条第2項に規定する研究科長室は、室長である研究科長、副研究科長、研究科長補佐及び講座主任で組織する。

2 研究科長室に、前項に規定する者のほか、研究科長が必要と認める者を加えることができる。

#### (教授会)

第7条 規則第 条第1項に規定する教授会は、研究科教授会(以下「教授会」という。)とする。

2 教授会の運営に関し必要な事項は、広島大学大学院法務研究科教授会内規(平成 年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。

#### (附属施設)

第8条 広島大学学則(平成 年4月1日規則第1号)第 条第1項に規定するリーガル・サービス・センターに関し必要な事項は、広島大学大学院法務研究科附属リーガル・サービス・センター内規(平成 年3月 日研究科長決裁)に定めるところによる。

(委員会)

第9条 広島大学の教員の任期に関する規則(平成 年4月1日規則第 号)第3条に規定する人事交流委員会に関し必要な事項は、広島大学大学院法務研究科人事交流委員会内規(平成 年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。

第 条 前条に規定する委員会のほか、研究科に、研究科の専門的な事項を協議し、必要に応じてその処理に当たるため、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 評価委員会
- (2) 入試委員会
- (3) 教務委員会
- (4) その他研究科長が必要と認めた委員会

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 条 この内規に定めるもののほか、研究科の管理運営等に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成 年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 年 月 日から施行し、この内規による改正後の広島大学大学院法務研究科運営内規の規定は、平成 年4月1日から適用する。

## 8. 広島大学大学院法務研究科教授会内規

平成 年4月1日

研究科長決裁

### 広島大学大学院法務研究科教授会内規

#### (趣 旨)

第1条 この内規は、広島大学部局運営規則(平成 年4月1日規則第 号。以下「規則」という。)

第 条の規定に基づき、広島大学大学院法務研究科(以下「研究科」という。)の教授会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組 織)

第2条 教授会は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 研究科長補佐
- (4) 教授(前3号に規定する者を除く。)

#### (審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 長期的な目標、中期目標・中期計画及び年度計画における教育、研究及び社会貢献活動に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 学生の受入れと身分に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 教育課程に関する事項
- (6) 研究活動に関する事項
- (7) 社会貢献活動に関する事項
- (8) 諸規則の制定及び改廃に関する事項
- (9) その他研究科長が必要と認めた事項

#### (会議の運営等)

第4条 教授会は、原則として毎月第4月曜日に開催するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科長は必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上からの要求があったときは、教授会を招集することができる。
- 3 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。
- 4 議長は、教授会を主宰する。
- 5 研究科長に事故があるときは、副研究科長が、議長の職務を代行する。

第5条 研究科長は、審議事項を開催日の前日までに各構成員に通知するものとする。ただし、緊急を要する事項は、教授会に諮り臨時に付議することができるものとする。

- 2 各構成員は、2人以上の賛成を得て、緊急の議題を提出することができるものとする。

第6条 教授会は、海外渡航者、1月以上の長期出張者、1月以上の長期療養者及び休職者を除く構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条に規定する審議事項のうち、次に掲げる事項について審議する場合は、海外渡航者、1月以上の長期出張者、1月以上の長期療養者及び休職者を除く構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上により決する。

- (1) 教員の人事に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他研究科長が必要と認めた事項

第7条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(代議員会)

第8条 代議員会は、次に掲げる構成員で組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 研究科長補佐
- (4) 講座主任
- (5) 各講座が、それぞれその教授のうちから推薦する者1人

第9条 代議員会に審議を付託する事項は、教授会が定める。

第 条 代議員会は、研究科長が必要と認めるときに開催するものとする。

2 代議員会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

3 議長は、代議員会を主宰する。

4 研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名した副研究科長が、議長の職務を代行する。

第 条 代議員会は、海外渡航者、1月以上の長期出張者、1月以上の長期療養者及び休職者を除く構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 代議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、教授会が審議を付託した事項のうち、次に掲げる事項について審議する場合は、海外渡航者、1月以上の長期出張者、1月以上の長期療養者及び休職者を除く構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上により決する。

- (1) 教員の人事に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他研究科長が必要と認めた事項

第 条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くこと



ができる。

( 雑 則 )

第 条 この内規に定めるもののほか、教授会及び代議員会の運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成 年 4 月 1 日から施行する。

## 9. 法務研究科運営組織一覽

平成19年度 大学院法務研究科 運営組織一覽

民事法講座					刑事法講座				公法・基礎法学講座				
教授	岡本	友彦	子彦		教授	石口	俊隆	一志		教授	佐伯	祐二	二彦
教授	片木	本下	正意		教授	大久保	隆志	樹		教授	平野	敏彦	孝
教授	木下	濱梁	吉崇		教授	小田	直			教授	門田		
教授	小佐	藤迫	志唯										
教授	大田	邊田	和誠										
准教授	野田	方桂	裕子										
准教授	緒野	礼											
准教授	神												

法務研究科長	田邊 誠	任期： 4 1 - 3
副研究科長	平野 敏彦	任期：(研究科長の任期内)
研究科長補佐(総務担当)	寺脇 義則	
講座主任(民事法)	木下 正俊	任期： 4 1 - 3
講座主任(刑事法)	大久保 隆志	任期： 4 1 - 3
講座主任(公法・基礎法学)	佐伯 祐二	任期： 4 1 - 3

会議・委員会名	委員構成	委員名	備考
研究科長室	研究科長 副研究科長 研究科長補佐 講座主任(民事法) 講座主任(刑事法) 講座主任(公法・基礎法学)	田邊 誠 平野 敏彦 寺脇 義則 木下 正俊 大久保 隆志 佐伯 祐二	
教授会	研究科長 副研究科長 研究科長補佐 教授(役職指定の者を除く)	田邊 誠 平野 敏彦 寺脇 義則	
代議員会	研究科長 副研究科長 研究科長補佐 講座主任(民事法) 講座主任(刑事法) 講座主任(公法・基礎法学) 各講座が推薦する教授1名(民事法) 各講座が推薦する教授1名(刑事法) 各講座が推薦する教授1名(公法・基礎法学)	田邊 誠 平野 敏彦 寺脇 義則 木下 正俊 大久保 隆志 佐伯 祐二 片木 晴彦 小田 直樹 門田 孝	
人事交流委員会			
評価委員会		平野 敏彦 木下 正俊	
入試委員会		大久保 隆志 佐伯 祐二	
教務委員		片木 晴彦 小田 直樹	
図書関連担当者		佐伯 祐二	
東千田地区安全衛生委員会	東千田地区安全衛生管理者 東千田地区産業医 東千田地区教育研究学生支援室長 届け出を要する衛生管理者 労働者代表者からの推薦者 労働者代表者からの推薦者 労働者代表者からの推薦者	田邊 誠 横崎 恭之 寺脇 義則 今田 善子 岡門 友孝 福原 智美	